

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県仁多郡横田町
- 2 構造改革特別区域の名称
奥出雲来遠（らいおん）の里づくり特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
島根県仁多郡横田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 立地条件

横田町は島根県の東南端に位置し、オロチ退治の伝説で名高い斐伊川の源流域に開けた山間の町である。

本町の気候は、寒暖差が明瞭で、気温の日格差や年格差が大きく、夏は過ごしやすい反面、とくに冬期間は気温が相当下がり 60 cm以上の積雪を見ることがもある。

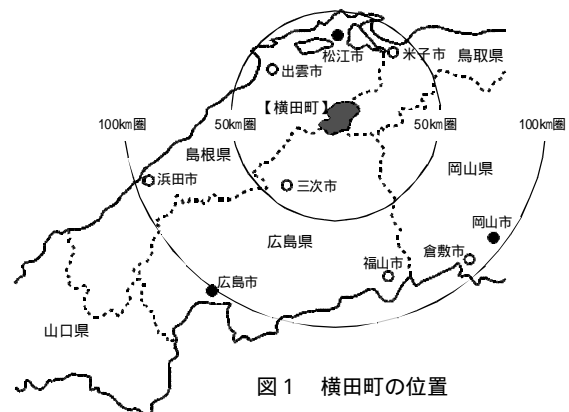


図1 横田町の位置

鳥取、広島両県に接する本町は、古くから陰陽を結ぶ交通の要所として栄えてきた。

とくに近年は、道路網の整備が進んできたことから、山陰、山陽の主要都市とのアクセスが改善され、松江市や米子市など山陰の主要都市へは約1時間、広島市や岡山市など瀬戸内圏の主要都市へは約2時間で到達できるようになった。

(2) 産 業

本町は、砂鉄を用いた「たたら製鉄」とこれを支える薪炭生産で大いに栄えた歴史がある。たたら製鉄が廃れて久しいが、全国唯一か所、刀剣用の玉鋼を生産するたたら場が今でも操業を続けている。

産業構成では、企業誘致活動の成果である機械加工や縫製業など各種製造業の出荷額が約110億円を超え、本町の主産業となっている。また、豊富な木材資源を生かしたソロバンや和家具製造業など伝統的な地場産業も続けられているが、消費志向の変化等から生産は下降傾向にある。

農業は町民の多くが関わり、農家数の減少や担い手の高齢化が進む中であっても20億円前後の産出額を維持しており、重要な基幹産業に位置づけられている。

とくに本町は西日本地域で唯一食味Aランクの評価を受けた良質米地帯として知られ、隣接の仁多町とともに「仁多米」ブランドで販売する米は高値で取引が行なわれている。

また、国営事業で開かれた約 270ha の開発農地があり、町内の畜産を支える飼料作物生産のほか、果樹や野菜、花きなど様々な畑作物が栽培されている。しかし、農産物価格の低迷や過疎高齢化の進行など社会経済条件の変化から、かつては優良な畑であったところが放置され、遊休化する農地が増えてきている。

観光資源では、全国でも珍しい国道ループ橋やスキー場、温泉等の観光施設があるが、目玉となる観光スポットやイベントが少ないことから通過型の観光客が多く、観光入込み客数は平成 8 年の 631 千人をピークに減少し、近年は 400 千人前後と伸び悩んでいる。

豊かな自然や農村らしい景観など本町の優れた資質を生かすとともに、観光客を滞留させるストーリー性を持った観光地づくりが求められている。

(3) 地域づくり計画

昨年度、町では利用度の低下が懸念される開発農地の利活用方を検討し、大規模な投資を伴わず短期間に実現できる利用ビジョンの取りまとめを行った。

ビジョンは、都市住民との交流活動を促進することにより、開発地農業の振興ばかりでなく、活力を失いつつある地域農業や地場産業の再生を促す諸計画を定めたものであり、構想実現のツールとして『在来そば』と『開発農地』の利活用を求めている。

利用ビジョンの概要

【在来そばの活用】

古くは松江藩主への献上蕎麦として珍重されたそばは、元祖出雲そばともいべき本町オリジナルな希少品種である。小粒で香りや粘りが強いことから引き合いは多いが、需要に応えるだけの生産量が確保されていない。

このため、農地開発地をそばの生産拠点に位置づけ、生産の拡大を図るとともにそば関連商品の開発やそばイベントの開催など地場産業や観光の振興、都市交流や地域学習の推進など、そばを核とした産業と文化の総合振興を図る計画である。

【開発農地の活用】

畑作物振興を目的に造成された農地開発地では、果樹や露地野菜など様々な作物生産が続けられてきた。しかし、受益農家の高齢化や担い手不足から耕作放棄地が増加する現状にあっては、担い手を積極的に町外へ求めるとともに、企業やNPO法人等による農地利用を積極的に支援し、効率的な農業や環境学習に役立つ農業など、新しい地域農業を展開する場として開発地の利用を考えていく。

また、農地開発地を都市との交流拠点として位置づけ、観光農業の振興や景観に優れた作物の作付けによってにぎわいを創出するとともに、都市住民が通勤耕作によって直接農作業を行い農業農村に親しむ場としても活用する計画である。

なお、本特区計画は、この利用ビジョンに基づく地域づくり計画であり、都市交流

によって山陰山陽の主要都市の住民が本町に集い、町民がこれを暖かくもてなす交流の町づくりを期して、「奥出雲来遠（らいおん）の里づくり特区」と命名する。

5 構造改革特別区域の意義

(1) 農村地域の活性化

本町では、農業就業人口が 1,924 人(平成 2 年)から 1,482 人(平成 12 年)へ 20% 以上も減少し、就業人口に占める 65 歳以上の割合が 65%に迫り、担い手の減少と高齢化が極めて深刻な事態にある。

また、農地の減少に加えて耕作放棄地が年々増加する傾向にあり、平成 2 年の 21ha から平成 12 年には 56ha(耕作放棄地率 4.2%)へと大幅に上昇してきている。とくに耕作放棄地の 6 割強が畑(樹園地含む)であり、10 年間に 3.6 倍も増加する極めて速いペースで耕作放棄が進行していることから、町内の畑地の大半が所在する農地開発地を中心に、早急に耕作放棄地の解消対策を進める必要がある。

加えて、農業労働力に関する将来予測によると、本町の農業就業人口は 1482 人(2000 年)から 2015 年には 641 人へ、基幹的農業従事者数は 661 人(2000 年)から 288 人(2015 年)へと激減するものと考えられている。

地域内の農業者に頼るだけでは、担い手の減少や耕作放棄地の増加を食い止めることはもはや困難であり、新たな担い手の確保なしには農村集落の存続すら危ぶまれる事態にある。

特区制度を導入する目的の一つは、担い手の確保による農業生産の拡大と農村地域のコミュニティの維持にあり、農業参入を志向する企業や新規就農希望者など多様な相手方を地域農業の担い手として受け入れることによって、本町の農業農村の活性化を図るものである。

(2) 都市との交流促進

近年、国民の健康志向や環境意識の高まりの中で、都市と農村を双方向で行き交い、都市の利便性を享受しながら農村の自然豊かな暮らしも楽しむデュアルライフが新しいライフスタイルとして定着してきている。

山陰山陽の主要都市から概ね 2 時間圏内に位置する本町は、今後の地域づくりの方向に農村都市交流の視点を取り入れ、積極的に都市住民を引き入れる諸施策を講じることとする。

また、交流の手段に農地を用いることとし、これまで地域内利用に限られていた農地を都市住民等にも開放することによって、都市住民にはデュアルライフの実現、地域には都市交流の促進や耕作放棄地の解消等の効果が得られるものと考えている。

特区制度の導入は、農地制度に関する特例措置を適用し、都市住民等が農作業に親

しむことができる農地利用システムを確立することにある。

(3) 地場産業等の振興

構造改革区域内では、野菜等の大規模栽培や観光農業を志向する企業の農業参入を促すことによって生産性や収益性の高い農業を確立し、衰退傾向にある地域農業を再構築するとともに農業産出額の向上や新規雇用の創出を図っていく。

また、農業参入企業の育成や都市交流の促進によって、農業を核とした人的ネットワークが広がり、農産物の販路拡大や観光入込み客の増加、物材消費の拡大など地域経済の活性化にも貢献するものと考えており、地元企業や諸団体に対しては関連イベントの開催や新規商品の開発等に自発的に取り組むよう働きかけることとしている。

さらに、農家や農村集落に対しては、農家民泊や農村レストランなどグリーンツーリズムへの参入、農産加工やオーナー制農園など付加価値の高い生産活動への取り組みを促していくこととする。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 地域農業の多様な担い手確保

農業従事者の減少と高齢化が進行し耕作放棄地が漸増傾向にある本町では、農業参入企業や新規就農者など、地域農業を支えるべき多様な担い手を早急に育成する必要がある。

このため構造改革区域内では、農業参入を希望する地元建設業者や食品関連企業等に対して積極的に農地の集積を進め、大規模かつ効率的な企業的農業や収益性の高い観光農業等の振興を図っていく。

この場合、耕作放棄地など利用度の低い農地を優先的に集積するとともに、農地の権利移動については農地保有合理化法人が関与した賃借権を設定するものとする。賃借権による権利移動は、収益性を重視する企業的農業の場合、固定費の削減につながることから企業側の理解も得やすいものと考えている。

また、新規就農者の確保対策として、町では独自の研修制度「横田町農業者インターン制度」を実施しているが、今後は研修制度の充実とともに速やかに就農段階へ移行できるよう農地の取得要件についても緩和していきたい。具体的には、農地法の特例措置を適用し、権利移動後の下限面積を 10a へ引き下げることによって、新規就農者等が農地を取得しやすい環境を整えることとする。

下限面積の引き下げによって農業参入が容易になり、UIJ ターン者など就農希望者の町内への定住が進むほか、町内の非農家が新たに農業を開始する際にも活用できる有効な担い手確保対策になるものと考えている。

なお、10a 程度の小規模な農業経営であっても、施設園芸や花き栽培など収益性の

高い農業を行う場合には相当の収益を上げることが可能であり、小規模農家の増加や農地の細分化が地域農業の疲弊化につながるものではない。

(2) 都市との交流農業の実現

本町では山陰山陽の主要都市への良好なアクセスを生かし、都市交流による地域づくりを進めることとしており、都市住民等が通勤耕作によって作物栽培を行う交流農業（余暇的農業）の育成や観光資源ともなる優れた農村景観の形成を図っていく。

交流農業は、休暇等を利用して果樹や野菜類など管理容易な作物を栽培するものであり、広義の担い手対策や農地の保全対策につながる取り組みと考えている。

また、農地の貸し付けを希望する者に対しては、極力市民農園の利用を呼びかけることとし、自治体やJAが主体となるのではなく、特区制度を活用してNPO法人や地元の農家等が農園開設者となるよう誘導する。

なお、都市住民等が主体となる交流農業は、周辺農地への影響が生じないよう一般農地とは区分して立地させるほか、適切な管理が行われるよう耕作者の支援策についても検討していく。

近年、ソバやナタネが広がる景色など、優れた農村景観が有力な観光資源として注目されており、農地を手段とする都市交流を進めるうえでも農村景観の保全対策に取り組む必要がある。

とくに農地の中に耕作放棄地が点在する風景は、農村の魅力を大きくスポイルする要因であり、耕作放棄地については農地の復旧対策と流動化を進めるとともに、ソバやナタネなど栽培が容易で景観に優れた作物を導入し、積極的に農村景観の修景を図っていく。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町では、地域づくりの目標である担い手の確保対策や農村都市交流を進めるため、主として農地制度に関する特定事業を実施する。

これによって企業や就農希望者の農業参入が容易になり、都市交流の手段である市民農園が開設されるなど、地域農業の活性化に向けた諸条件が整えられることになる。

また、事業の波及効果として、農業参入企業や担い手農家の増加に伴って耕作放棄地の解消が図られるほか、観光農業の立地や加工原料野菜の生産等により本町の農業産出額の増加に繋がるものと考えている。

さらに、中長期的には都市との交流が活発化することによって、観光宿泊施設の利用促進、地場産業における商品開発と販路開拓、住民の社会活動への参画促進等の効果も期待されている。

以下に、概ね6年間の事業効果に関する達成目標を示す。

<担い手の育成目標>

年度	平成 17-18 年度	19-20 年度	21-22 年度
企業など法人経営 (累計)	1 法人 (1 法人)	1 法人 (2 法人)	1 法人 (3 法人)
新規就農者 (累計)	10 人 (10 人)	5 人 (15 人)	5 人 (20 人)

法人または個人就農の新規育成数とする。新規就農者には権利移動の下限面積の引き下げに伴う農地取得者を含む(ただし、市民農園利用者は除く)

<市民農園の開設目標>

年度	平成 17-18 年度	19-20 年度	21-22 年度
市民農園数 (累計)	1 (1)	1 (2)	1 (3)
開設面積 (累計)	20a (20a)	20 (40a)	20a (60a)

<耕作放棄地の解消目標>

年度	平成 17-18 年度	19-20 年度	21-22 年度
解消面積 (累計面積)	2ha (2ha)	2ha (4ha)	2ha (6ha)

主として農地開発地の耕作放棄地の解消に努める

8 特定事業の名称

- 1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業
- 1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
- 1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

社団法人横田町農業公社農地保有合理化事業実施規程

農地保有合理化法人である(社)横田町農業公社が行う農地の売買および貸し付けに関する事業。なお、同公社では農業研修事業や農業機械のリース事業等の農業支援事業も行っている。

横田町農業者インターン制度

横田町が単独で実施する就農促進事業。就農希望者に対して(社)横田町農業公社の研修施設を利用して2年間の農業実務研修を行う。

耕作放棄地の解消対策事業

耕作放棄地を解消するため、町では電気牧柵器の貸し出しと和牛農家のあっせんを行っている。耕作放棄地を電気牧柵で囲い、この中で和牛の放飼を行うことによって短期間に雑草除去が可能となる。復旧のなった農地については、ソバなどの栽培容易な作物の作付けを奨励している。

別 紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の
特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

横田町または農地保有合理化法人から構造改革特別区域内の農地を借り受けて農
業参入を希望する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の時期

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

農業参入を希望する農業生産法人以外の法人に対し、構造改革特別区域内の農地の
貸付による権利移動を許可する

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

本町では、農業就業人口が 1,924 人(平成 2 年)から 1,482 人(平成 12 年)へ 20%
以上も減少し、就業人口に占める 65 歳以上の割合が 65%に迫り、担い手の減少と高
齢化が極めて深刻な事態にある。

また、農地の減少に加えて耕作放棄地が年々増加する傾向にあり、平成 2 年の 21ha
から平成 12 年には 56ha(耕作放棄地率 4.2%)へと大幅に上昇してきている。とく
に耕作放棄地の 6 割強が畑(樹園地含む)であり、10 年間に 3.6 倍も増加する極め
て速いペースで耕作放棄が進行していることから、町内の畑地の大半が所在する農地
開発地を中心に、早急に耕作放棄地の解消対策を進める必要がある。

担い手の確保と耕作放棄地の解消は地域内の農業者に加えて、農業参入企業や新規
就農者など様々な相手方を多数受け入れる以外に、有効な解決策がないものと考えら
れる。とくに農業参入企業は、個別農家と比べ格段に経営体質が強く、経営感覚や販
売体制に優れた資質を有していることから、町では今後の地域農業の主要な担い手と
して積極的に育成を図っていくこととする。

(2) 適合性の判断の根拠

近年、開発農地等を利用して加工野菜栽培を希望する県外企業からの引き合いが寄
せられており、地元建設業者にも野菜栽培や観光果樹園等の分野で農業参入を検討し
ている企業がある。

町では、これらの企業の農業参入を誘導するとともに、農業委員会等と連携して積極的に農地の集積を図っていくこととする。

なお、貸し付けに当たっては、町農業委員会が定める標準小作料を参考に賃借料を設定するほか、法人の行う農業経営の内容や地域との連携方策に関する協定書を横田町及び(社)横田町農業公社と締結することとする。また、参入する法人においては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事することとする。

< 地域の概況 >

国勢調査より

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口 (人)		8,750	8,411	7,956
高齢化比率 (%)		22.4%	27.3%	32.0%
就 産 業 業 者 業 数 別	1 次産業 (人)	1,429 (29.2%)	1,154 (24.9%)	947 (22.1%)
	2 次産業 (人)	1,886 (38.6%)	1,745 (37.7%)	1,642 (38.3%)
	3 次産業 (人)	1,570 (32.1%)	1,727 (37.3%)	1,695 (39.6%)
	合 計 (人)	4,888 (100%)	4,626 (100%)	4,285 (100%)

< 農業の概況 >

農業センサスより

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
面 経 積 営 耕 地	田 (a)	108,254	100,821	98,688
	畑・樹園地 (a)	29,325	32,621	30,218
	合 計 (a)	137,579	133,442	128,906
	平 均 (a / 戸)	104.1	105.1	105.1
放 耕 棄 作 地	田 (a)	1,142	1,242	2,038
	畑・樹園地 (a)	989	1,497	3,578
	合 計 (a)	2,131	2,739	5,616
総農家戸数 (戸)		1,323	1,270	1,226
農 専 家 兼 数 別	専業 (戸)	*132	99	116
	第 1 種兼業 (戸)	*154	175	94
	第 2 種兼業 (戸)	*1037	848	855
農業就業人口 (人)		1,924	1,745	1,482
うち 65 歳以上 ()内は%		809(42.0)	940(53.9)	957(64.6)
認定農業者数 町 / 県		- / -	8 / 541	16 / 1,137

専兼別農家数は販売農家の専兼別区分 (平成 2 年度は総農家数の専兼別区分)

別 紙

1 特定事業の名称

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において市民農園を開設しようとする農地所有者及び社団法人横田町農業公社から農地を借り受けて市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の時期

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

農家や農業生産法人、NPO 法人など多様な運営主体に対して、構造改革特別区域内で市民農園の開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

本町では、農業就業人口がこの 10 年余りに 20%以上も減少し、農業就業者の高齢者割合が 65%に迫るなど、担い手の減少と高齢化が極めて深刻な事態にある。

また、耕作放棄地が年々増加し、平成 12 年には 56ha (平成 2 年比 2.7 倍、耕作放棄地率 4.2%) が耕作放棄されている。とくに耕作放棄地は畑地で顕著であり、町内の畑地の大半が所在する農地開発地を中心に、早急に耕作放棄地の解消対策を進める必要がある。

市民農園の開設は、これまで地域内に限られていた農地の利用を都市住民等へも拡大することであり、農園利用者の増加によって農業の担い手不足や耕作放棄地の解消にもつながるものと考えている。さらに、町が進める農村都市交流の手段としても有効である。

(2) 適合性の判断の根拠

本町には、農村地域では珍しい環境問題に積極的に取り組む NPO 法人がある。

この法人は都市から排出される食品残渣から堆肥を製造し、これを施して生産した有機農産物を再び都市住民に提供する仕組みづくり - 都市と農村を結ぶ食のリサイクル - に取り組んでいる。

NPO 法人が行なう環境活動には都市住民の理解が欠かせないことから、法人では活動の輪を一層広げるために、都市住民を対象とした市民農園の開設要望を持っている。

このほか、町内には野菜やソバのオーナー制農園を運営する農家や集落営農組織があり、都市住民との交流活動を充実させたいとする意向があることから、町ではこれらの者が運営する市民農園の開設を進めていくこととする。

市民農園の開設場所は、農家が開設する市民農園にあつては自己所有農地とするが、NPO 法人など農地を持たない団体の場合には、農地保有合理化法人である（社）横田町農業公社が貸し付ける農地に限って開設を認めることとする。

なお、開設に当たっては、農園面積や区画数等の計画や運営方法に関する協定書を横田町及び横田町農業公社と締結する（自己所有地で開設する場合は町との協定書のみ）。

< 地域の概況 >

国勢調査より

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口 (人)		8,750	8,411	7,956
高齢化比率 (%)		22.4%	27.3%	32.0%
就 産 業 業 者 別 数	1 次産業 (人)	1,429 (29.2%)	1,154 (24.9%)	947 (22.1%)
	2 次産業 (人)	1,886 (38.6%)	1,745 (37.7%)	1,642 (38.3%)
	3 次産業 (人)	1,570 (32.1%)	1,727 (37.3%)	1,695 (39.6%)
	合 計 (人)	4,888 (100%)	4,626 (100%)	4,285 (100%)

< 農業の概況 >

農業センサスより

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
面 経 積 営 耕 地	田 (a)	108,254	100,821	98,688
	畑・樹園地 (a)	29,325	32,621	30,218
	合 計 (a)	137,579	133,442	128,906
	平 均 (a / 戸)	104.1	105.1	105.1
放 耕 棄 作 地	田 (a)	1,142	1,242	2,038
	畑・樹園地 (a)	989	1,497	3,578
	合 計 (a)	2,131	2,739	5,616
総農家戸数 (戸)		1,323	1,270	1,226
農 専 家 兼 数 別	専業 (戸)	*132	99	116
	第 1 種兼業 (戸)	*154	175	94
	第 2 種兼業 (戸)	*1037	848	855
農業就業人口 (人)		1,924	1,745	1,482
うち 65 歳以上 ()内は%		809(42.0)	940(53.9)	957(64.6)
認定農業者数 町 / 県		- / -	8 / 541	16 / 1,137

専兼別農家数は販売農家の専兼別区分（平成 2 年度は総農家数の専兼別区分）

別 紙

1 特定事業の名称

1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

下表の地番の農地の権利を取得しようとする者

地番	地番
横田町大字八川 2500-44	横田町大字八川 2500-68
同 2500-55	同 2500-71
同 2500-58	同 2500-74
同 2500-61	同 2500-75
同 2500-64	合計 9 筆 (3.9ha)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の時期

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内への農業参入を促進するため、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める権利移動の下限面積を緩和し、10a とする。

現況の下限面積	特例措置による設定面積
50a (別段面積も同じ)	10a

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

本町では、農業就業人口がこの 10 年余りに 20%以上も減少し、農業就業者の高齢者割合が 65%に迫るなど、担い手の減少と高齢化が極めて深刻な事態にある。

また、耕作放棄地が年々増加し、平成 12 年には 56ha (平成 2 年比 2.7 倍、耕作放棄地率 4.2%) が耕作放棄されている。とくに耕作放棄地は畑地で顕著であり、町内の畑地の大半が所在する農地開発地を中心に、早急に耕作放棄地の解消対策を進める必要がある。

担い手の確保と耕作放棄地の解消は地域内の農業者に加えて、農業参入企業や新規就農者など様々な相手方を多数受け入れる以外に、有効な解決策がないものと考えられる。このため、本町では農地の取得要件を緩和することによって、新規就農者等の農業参入を促し担い手の確保対策を進めることとする。

(2) 適合性の判断の根拠

平成14年度、開発受益農家を対象に実施した農地の需要調査では、規模拡大意向が11.8%に止まったのに対し、現状維持が41.8%、売却や貸付希望が27.1%であった(他に無回答19.3%)。

この結果によれば、開発地では現況規模を維持または縮減したいとする者が過半を占め規模拡大意欲に乏しく、農地需要は極めて低迷しているものと判断される。

特区を適用する農地開発八川14団地は、最寄りの農業集落から1km以上も離れていることから営農は極めて低調で、農家1戸が約40aの農地を借受け花き栽培を行っている以外、農業利用が行なわれていない。団地内の農地は全て(社)横田町農業公社が中間保有しているが、小規模な農地取得を望む町民2戸の他に買い受けの希望はなく、売渡しの目処が立っていない。

また、本団地は本町の南の玄関口に当たり、観光スポットである国道ループ橋から良く見渡せることから、農地が利用されないまま放置された状態では、都市交流や観光振興を進める上で大きなマイナスイメージを生むことになる。

地元農家による利用が望めない以上、売渡し相手方の拡大や農地の取得要件を緩和して農地の引受け手を増やす以外に本団地を活用する術はなく、むしろ、国道沿いにあって観光施設にも近い立地条件を生かして、都市の住民や農地を持たない町民等が通勤耕作によって営む小規模な農業団地として位置づけることが、現実的な対応と考えている。

さらに本団地を新規就農者が初めて経営を開始する場所としても位置づけたい。

近年の就農者の傾向としては、大面積を必要とする土地利用型作物よりは、花きや施設野菜など小面積で高い収益が得られる作物栽培を希望し、ハウス面積相当の小規模な農地取得を望む者が多い。

就農当初から大面積を付加するのではなく、経営能力や栽培作物に応じて順次規模拡大が図れるフレキシブルな農地取得が可能となれば、有効な就農促進対策となるものと考えている。

このため、農地法で定める権利移動の下限面積を10aまで引下げた農園区域を団地内に設定することとし、都市住民や新規就農者等が行なう小規模な農業団地として利用するものとする。

この際、特区適用区域は八川14団地(農地面積7.5ha)のうち3.9ha部分とし、必要に応じて15a程度に分筆して概ね25区画25人に売渡す計画とする。同団地の残る3.6ha部分は、新規就農者等が将来増反する用地として位置づけし、特区の適用は行なわない。

なお、適用区域内で適切な農地利用が図られるよう、町農業公社が必要な農業機械のリースを行なうほか、地元の農業者や集落営農組織が耕耘整地、除草などの機械作業を請け負う支援体制についても整備していく。

< 地域の概況 >

国勢調査より

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口 (人)		8,750	8,411	7,956
高齢化比率 (%)		22.4%	27.3%	32.0%
就 産 業 業 者 別 数	1 次産業 (人)	1,429 (29.2%)	1,154 (24.9%)	947 (22.1%)
	2 次産業 (人)	1,886 (38.6%)	1,745 (37.7%)	1,642 (38.3%)
	3 次産業 (人)	1,570 (32.1%)	1,727 (37.3%)	1,695 (39.6%)
	合 計 (人)	4,888 (100%)	4,626 (100%)	4,285 (100%)

< 農業の概況 >

農業センサスより

項 目		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
面 經 積 営 耕 地	田 (a)	108,254	100,821	98,688
	畑・樹園地 (a)	29,325	32,621	30,218
	合 計 (a)	137,579	133,442	128,906
	平 均 (a/戸)	104.1	105.1	105.1
放 耕 棄 作 地	田 (a)	1,142	1,242	2,038
	畑・樹園地 (a)	989	1,497	3,578
	合 計 (a)	2,131	2,739	5,616
総農家戸数 (戸)		1,323	1,270	1,226
農 専 家 兼 数 別	専業 (戸)	*132	99	116
	第 1 種兼業 (戸)	*154	175	94
	第 2 種兼業 (戸)	*1037	848	855
農業就業人口 (人)		1,924	1,745	1,482
うち 65 歳以上 ()内は%		809(42.0)	940(53.9)	957(64.6)
認定農業者数 町 / 県		- / -	8 / 541	16 / 1,137

専兼別農家数は販売農家の専兼別区分 (平成 2 年度は総農家数の専兼別区分)

区分 (平成 2 年度は総農家数の専兼別区分)